

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【下諏訪町】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容（A）	届出受領証等の提示（B）		問合せ先（C）		備 考（D）
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）		○			該当する住宅はありません。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	教育こども課保育係	0266-27-1111	
罹災証明の代理申請（委任状を省略）	○		税務課収納係	0266-27-1111	
保育所・学童保育所への送迎		○	教育こども課保育係	0266-27-1111	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課収納係	0266-27-1111	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	保健福祉課介護保険係	0266-27-1111	
生活保護制度の申請		○	保健福祉課福祉係	0266-27-1111	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たす必要があります。
D V相談窓口の利用					生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等	○		総務課職員係	0266-27-1111	町職員が対象。